

ご存知ですか

# 女性の声を施策に反映

## 出産一時金受取代理制度

— 全国的に利用できる制度です

国内の医療機関などで出産する際に、分娩費用の一部または全部を医療機関からの了解が得られた場合、区から病院へ直接

ば出産育児一時金の35万円を差し引いた5万円の支払いで済みます。

支払う制度です。平成15年1月から公明党の推進により出産育児一時金の「委任払い制度」として実施されていましたが、平成19年4月より新たに「出産育児一時金の「受取代理制度」としてスタート致しました。

全国でこの制度は活用できますので、出産予定の病院が決まりましたら、国民健康保険加入の方は、区役所の国保年金課、社会保険加入の方は勤務先か、勤務先担当の各社会保険事務所へお問い合わせください。

例えば、出産時の病院での窓口払い請求額が40万円だとすれ

お問い合わせください。

